

## ＜新消費税率適用に関するQ&A＞

2019年5月24日

JBMIA事務局

Q1. コピー料金の保守サービス契約は、一般的に毎月出力枚数を確認した上で、基本料金と出力枚数に応じた料金とを合わせて請求する形態となっています。例えば、10日締めで料金を確定し、請求する契約の場合、消費税増税の施行日（2019年10月1日）をまたぐ9月11日から10月10日までの期間の、コピーの保守サービス料金に係る消費税率の適用は、どのようになりますか。

A1. 上記のようなコピーの保守サービス契約は、1か月を単位として出力枚数を確認することにより料金が確定することから、その確認日をもって当該期間の役務提供が完了したものと考えられます。従って、Q1の場合、役務提供の完了日は2019年10月10日となりますので、2019年9月11日から同年10月10日までの期間のコピーの保守サービス料金については、新消費税率（10%）が適用されます。

Q2. Q1と同種の契約ですが、3か月を単位として出力枚数を確認した上で料金を確定し、請求する（対象期間が1か月単位ではなく3か月単位の）ケースもあります。仮に、10月末日締めのケースでは、8月1日から10月31日までの期間のコピーの保守サービス料金を10月末日締めで確定し請求することになります。この場合も、A1と同様に8月1日から10月31日の3か月間のコピーの保守サービス料金については、新消費税率を適用することになりますか。

A2. Q2の場合、役務提供の完了日は、2019年10月31日となり、施行日（2019年10月1日）以降であることから、A1と同様に新消費税率（10%）が適用されます。

Q3. コピーの保守サービス契約以外に、その他の事務機器等にも保守・メンテナンス等の契約があります。例えば、5年間の保守・メンテナンス等の契約で、保守料金の総額はあらかじめ決まっているものの、その契約内容から、契約に係る役務を提供した期間の経過に応じて1か月ごとに保守料金を収益計上する場合があります。その場合、消費税増税施行日以降の月に収益計上する際に、消費税率の適用はどのようになりますか。

A3. Q3の場合、施行日前に収益計上する保守料金については旧消費税率（8%）が適用され、施行日以降については、新消費税率（10%）が適用されることとなります。例えば、5年間の保守契約を締結し、保守サービスを実施した期間の経過に応じて収益を認識し、1ヶ月ごとに保守料金を収益計上しているときは、施行日前までに収益計上する保守料金については旧消費税率が適用され、施行日以降に収益計上する保守料金については新消費税率を適用することとなります。

以上